

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 日野郡日野町 個人

乙 日野郡日野町 個人

丙 日野郡日野町 個人

丁 日野郡日野町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金1,644,720円を甲に支払うものとすること。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金498,808円を乙に、103,443円を丙に、45,840円を丁に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年12月18日

(2) 事故発生場所

日野郡日野町下黒坂地内

(3) 事故の状況

鳥取県黒坂警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、路面凍結のためスリップし対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、乙及び当該軽乗用自動車に同乗の和解の相手方丙及び丁が負傷したものである。